

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
 http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

茨城県が沖縄県に次いで全国第 2 位に輝きました。法政大学が算出した都道府県の幸福度ランキングの指標の一つである「悩みがある人が少ない」の順位です。悩みとは精神的な苦痛ですから、茨城県民の多くは精神的に安定して、迷いが少ないということなのでしょう。地理的にも自然に囲まれ、自然との共生がストレスの少ない生き方になっているのかも知れません。そんな茨城県の特性を強みにして、知恵を出し合って、観光客や企業のお客様からの信頼を得るための努力を積み重ねて、ランキングを意味あるものにしたいものです。

## 私の書棚より

○反対意見や新しい異質な発想を恐れ、自分たちの安定のみに向かうような姿勢は、かえって組織や人を根元から腐らせてしまい、急速に頽廃と破滅をうながすことになる。

○見かけの量の多さや圧倒的な迫力にまどわされてはならない。何が人間にとて意味と価値のある質であるのか。本質を見分ける眼を持つことがきわめて大切なのだ。

「超訳 ニーチェの言葉」  
 フリードリヒ・ニーチェ著  
 ディスカバー

## 税務アンテナ

□確定申告書を提出する義務のないサラリーマンが医療費控除の適用を受けるために行う還付申告は、還付のための申告書を提出できる日（その年の翌年 1 月 1 日）から 5 年間の期間内に行うことができます。つまり、平成 24 年 12 月 31 日までの期間内であれば、平成 19 年分までの医療費控除の還付のための申告書が提出することができます。確定申告書を提出した者が、医療費控除を忘れた場合などで、申告した税額が実際より多かったときに正しい額に訂正する更正の請求期限はこれまで法定申告期限から 1 年以内とされていましたが、平成 23 年分から法定申告期限から 5 年以内となりました。

□法人税法では、役員又は使用者が死亡したため社葬を行い、その費用を負担した場合において、社葬を行うことが社会通念上相当であると認められ、かつ社葬のために通常要すると認められる費用であれば、損金算入ができるものとされています。

社葬費用として認められるものは、僧侶へのお布施を含めて社葬を行うために直接必要となる費用をいい、仏壇、仏具や初七日の費用は、遺族が負担すべきものとされ、社葬費用としては認められません。また、役員の親族であるという理由だけで行われる社葬は、社会通念上相当であると認められませんので損金算入は認められません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 3月の税務スケジュール

10日	○ 2月分の源泉所得税の納付
31日	○ 1月決算法人の確定申告 ○ 7月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 （休日につき 4月 2日）
	31日
	○ 3月決算法人の消費税各種選択届出書提出 （休日につき 30日）

今月の贈る言葉『才能とは情熱を持続させる能力のことである』 by 宮崎駿